

不審案
全社
意見

右歎願書ヲ受ケタル會社側ノ意嚮ヲ聞クニ
第一項八時間制ハ既ニ實施シテ步増ヲ本給ニ繰入ルニシト
ハ他對ニ容認セズ

第二項欠勤者ニ對スル閉門 処分ニ關シテハ全社技師及
タル米國人ノ祭案ニ依レルモノニシテ規律上存置ス

第三項會社ノ都合ニ依ル休業中日給支給ノ件ハ會社
ハ休業スルト稀ナルニ依リ制定スルノ必要ナシ

第四項解雇及退職手當ヲ公表スルトハ將來物議ヲ讓ハ
慮レルヲ以テ公表セズ

叙上ノ情況ニ依リ會社側ハ到底歎願書頂テ容認
ス様様ナキモノ方神戸聯合會ニ於テハ職工側ヲシテ

一旦提出セシメタル以上飽迄争ヒントスル態度ヲ持シテ
レルヲ以テ會社側ノ回答如何ニ依リ或ハ紛糾ヲ惹ク

起スルモノ難斗目下注意中

右及申(通)報候也

(別紙)

嘆願書

八時間労働制ヲ實施シテ步増ヲ本給ニ繰入ルノ事

欠勤者ニ對スル閉門處分ノ徹齊

會社ノ都合ニ依ル休業ニ對シテハ日給ヲ支給スル事

解雇手當及退職手當ヲ公表スル事

但シ其ノ標準尤ノ如シ

解雇ノ場合

勤續滿一ケ年ニ就キ日給五十日以上一ケ月ヲ増ス毎シテ

給三日分ヲ増ス事

退職ノ場合